

Eenow に関するエンドユーザライセンス条項

本条項は、株式会社創夢(以下、「当社」という。)がユーザ(法人または個人のいずれであるかを問わない。)に提供する Eenow(当社から提供された Eenow のオブジェクトプログラムであって、それに付随する操作説明書等の印刷物及びオンラインまたは電子文書を含むものとし、以下それぞれまたは総称して「本ソフトウェア製品」という。)の使用について規定したものです。

なお、本ソフトウェア製品の著作権はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に帰属します。

当社は、以下の条件に従い、ユーザと本ソフトウェア製品に関する使用許諾契約を締結するものとします。

ユーザが本ソフトウェア製品を使用する権利は、以下の条項をユーザが理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されます。

許諾される権利:

- 1.当社はユーザに本ソフトウェア製品 1 ライセンスにつき、1 台の使用装置にて動作させることを許諾するものとします。
- 2.ユーザは本ソフトウェア製品を使用装置において非独占的に使用する権利を許諾され、所有権を取得するものではないものとします。
- 3.ユーザが、第三者に対し、使用装置に本ソフトウェア製品を動作させた状態で運用させるサービスを提供する場合、事前に当社へ通知するものとし、本条項と同等以上の義務を課す契約を当該サービスの利用者との間で締結するものとします。
- 4.ユーザは、バックアップのためにだけ本ソフトウェア製品を複製できるものとします。
- 5.ユーザは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社とにおけるライセンス契約が終了した場合、本使用許諾契約上の権利者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社になることを承諾するものとします。
- 6.ユーザは、本ソフトウェア製品に関する機密を保持するものとします。
- 7.ユーザは、本使用許諾契約が終了した場合、速やかに本ソフトウェア製品及びその複製物を、使用装置から消去し、又は、廃棄するものとします。
- 8.本ライセンスは、ユーザに対して本ソフトウェア製品の使用を許諾するのみであって、本ソフトウェア製品に関する当社又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が保有する他の産業財産権、著作権などの権利の許諾をするものではありません。

制限事項:

- 1.ユーザは、本ソフトウェア製品を改変してはならないものとします。
- 2.ユーザは、本ソフトウェア製品に関して、第三者に対する使用装置上で動作させる権利の再許諾、譲渡、貸与、又は占有の移転をしてはならないものとします。
- 3.ユーザは、本ソフトウェア製品をその目的の如何を問わず、リバースエンジニアリング、ディスアSEMBル又はデコンパイル等をしてはならないものとします。
- 4.ユーザは、本ソフトウェア製品を、武器又は武器製造関連に使用してはならないものとします。
- 5.ユーザは、いかなる方法および目的によっても、本ソフトウェア製品およびその複製物を日本国外に輸出してはならないものとします。
- 6.当社が本ソフトウェア製品の誤り（バグ）を修正した場合には、当社はユーザに対して、修正されたソフトウェア製品、修正のためのソフトウェア製品（以下「修正ソフトウェア製品」という。）、またはこのような修正に関する情報を提供することができるものとします。ただし、修正ソフトウェア製品またはこのような修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて当社の裁量により決定するものとします。なお、ユーザに提供された修正ソフトウェア製品は本ソフトウェア製品とみなすものとします。

責任の制限:

- 1.本ソフトウェア製品に万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合、その瑕疵に基づく損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 2.本ソフトウェア製品の利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3.本ソフトウェア製品について、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 4.本ソフトウェア製品の利用に関して、ユーザ又はユーザの顧客に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 5.当社は、ユーザが本ソフトウェア製品の使用によって受けた損害について、ユーザに対して賠償する責を一切負わないものとします。いかなる場合においても、本使用許諾契約に起因または関連して、当社が負う責任の総額は、本ソフトウェア製品のライセンスの対価としてユーザが支払った金額を上限とします。
- 6.エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、ユーザに対し、本ソフトウェア製品について、いかなる保守サービスも提供する義務を負わないものとし、法律上の瑕疵担保責任を含む全ての明示又は黙示の保証をしないこと、及び、第三者の産業財産権、著作権その他の権利を侵害したという理由に基づいて第三者からなされるいかなる請求に対しても

責任を負わないものとします。

契約の終了:

1. ユーザは、いかなる時でも本ソフトウェア製品を廃棄することによって、本使用許諾契約を終了させることができるものとします。
2. 当社は、ユーザが本使用許諾契約のいずれかの条項に違反したときは、ユーザに対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本使用許諾契約を終了させることができるものとします。
3. ユーザが、本使用許諾契約に違反した結果当社に損害を与えた場合には、本使用許諾契約の終了の有無にかかわらず、当社はユーザに対しその損害賠償を請求する権利があるものとします。

その他:

1. 当社はユーザへの事前の通知及び承諾なしに本使用許諾契約の内容を変更できるものとします。この場合、本使用許諾契約の各内容は変更後の内容によるものとします。なお、変更後の本使用許諾契約については、当社ホームページ等(販売代理店ホームページ含む)により開示するものとします。
2. 本使用許諾契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用され、本使用許諾契約から生じる紛争については東京地方裁判所の裁判管轄権に服するものとします。